

基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進しています。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援しています。

①交通環境配慮行動の促進

自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進しています。

Ⅱ-3-①の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域						
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部				
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る														
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進														
①交通環境配慮行動の促進														
	1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○共同住宅へのEV普及に向けた共同住宅向けEV用充電設備の補助制度を運用し、1件(コンセント:5基)の補助を実施しました。また、公共用の充電設備の整備を目的に、充電サービス事業者と連携し、公共施設(7施設)にEV用充電設備を設置し、供用を開始しました。 ○九都県市首脳会議において、水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進、水素ステーション整備・運営に係る支援や、燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大等のための財政支援について、国に対して要望を実施しました。 	○					○	○	○			
	2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業と連携したEVカーシェアリング実証実験の拠点を1箇所増設しました。 ○令和4年度から建築物環境配慮制度に充電設備やEVカーシェアリングの設置について加点する項目を設け、引き続き充電インフラの整備やEV普及を促進しました。 	○						○	○	○		
	3 市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス車両の脱炭素に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○大型ハイブリッドバスを4両購入しました。また、川崎市バス開業以来初となる電気バスを試験的に3両導入し、電気バスの導入拡大に向けて運用上の検証を始めるなど、脱炭素の取組を進めました。(ハイブリッドバスの市バス車両に占める割合:29.4%) 	○							○	○	○	
	4 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○条例に基づき、16,168件の要請実施状況等に関する報告等の審査・指導を実施しました。 ○条例に基づき、9件の立入調査を実施しました。 ○「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」の提出について、紙媒体だけでなく、令和5年度からオンライン受付を開始し、引き続きオンライン申請の利用を促しました。 	○							○	○	○	
	5 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○かわさきエコドライブ宣言登録制度を適正に運用し、累計8,540人の方がエコドライブ宣言をしました。 ○事業者向けエコドライブ講習会を対面で実施するとともに、動画配信を行いました(修了者数:104人)。 ○エコドライブの普及啓発のため、新規のエコドライブ宣言登録者等にリーフレットを配布したほか、リーフレットの内容を見直しリニューアルを行いました。 	○						○	○	○	○	
	6 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○高速湾岸線の積極的な利用(環境ロードプライシング)について、周知・広報を行いました。 ○沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報を行いました。 	○								○		
	7 市バスネットワークの形成	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○次のとおりダイヤ改正等を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民ミュージアム休館による利用者減少への対応として、当該施設前を折り返す系統の見直しを実施 ・利用動向を踏まえ、鷺沼駅から新城駅へ接続する系統について中原駅接続への見直しを実施 ・塩浜営業所管内において、利用動向を踏まえた時間帯の運行本数の見直しや、走行環境に合わせた所要時分の見直しを行うダイヤ改正を実施 	○								○	○	○
	8 路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの形成とサービス向上に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○運転手不足によるバスの減便に対して、バス事業者等との協議・調整を行うなど、路線の確保に向けた取組を推進しました。 	○								○	○	○
	9 都市計画道路等の整備	幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年9月に苅宿小田中線(Ⅲ期工区)の整備の完成やJR南武線の連続立体交差化及び関連道路の都市計画変更・追加(約5km)と事業着手を行うとともに、その他の路線についても、進捗状況を把握し、課題の共有を行いました。また、国道409号や都市計画道路尻手黒川線の工事及び宮内新横浜線の用地取得などの事業を推進しました。 	○								○	○	○

○基本施策Ⅱ-3-①交通環境配慮行動の促進○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進											
① 交通環境配慮行動の促進											
	10 鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組の実施	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道事業者や関係自治体と輸送力増強に関する協議・調整を実施するとともに、民間企業等と連携してオフピーク通勤の取組を実施しました。また、横浜市高速鉄道3号線の延伸に向け、横浜市と連携し、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化とともに国や関係機関と協議・調整を行い、広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組を進めました。	○					○	○	○

1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組 (Ⅱ-3-①-1)

大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進しています。

令和6(2024)年度の取組については、「リーディングプロジェクト5 (P.23)」を御覧ください。

2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組 (Ⅱ-3-①-2)

EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図っています。

令和6(2024)年度の取組については、「リーディングプロジェクト6 (P.24)」を御覧ください。

3 エコ運搬制度の運用 (Ⅱ-3-①-4)

貨物自動車等から排出される大気汚染物質及び二酸化炭素排出量の削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進しています。

(1) 制度の概要

エコ運搬制度とは、市内の荷主又は荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入及び廃棄物の運搬等の際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度であり、平成21(2009)年12月に市条例の一部改正により創設し、平成22(2010)年4月に施行しました。

(2) 取組状況

貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる「指定荷主」又は「指定荷受人」に該当する事業所は、エコ運搬の実施に関する要請、要請書面の保存及び要請実施状況の報告の3点が義務付けられています。令和6(2024)年度の実績報告については、指定荷主・指定荷受人に該当する109事業所において、16,168件の要請が実施されました。

(3) 市役所の取組

市の事業に係る自動車からの窒素酸化物及び二酸化炭素排出量の削減並びに事業者のエコ運搬制度への取組を牽引できるよう、川崎市庁内エコ運搬制度実施方針を定め、平成23(2011)年4月に施行し、庁内においてもエコ運搬を推進しています。

4 エコドライブの普及促進 (Ⅱ-3-①-5)

エコドライブとは、穏やかにアクセルを踏んで発進するなどにより、自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減を目的とした環境に配慮した運転方法のことであり、

本市では講習会の開催など、エコドライブの普及啓発に取り組んでいます。

(1) エコドライブ講習会

事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が連携して、総合的に自動車環境対策を推進するかわさき自動車環境対策推進協議会の協働事業として、各々の事業所内でエコドライブ推進役となり得る環境部門、車両運行管理部門等に携わる方を対象に、トラック向けエコドライブ講習会を実施しています。

(2) かわさきエコドライブ宣言登録制度

平成19(2007)年3月に「かわさきエコドライブ宣言登録制度」を設け、事業者等の自主的なエコドライブの取組を推進しています。令和7(2025)年3月末時点において、事業者等が2,747件、個人が8,540名登録しています。

6 交通量・交通流対策の推進 (Ⅱ-3-①-6)

事業者の行動変容に向けて、迂回経路への誘導(環境ロードプライシング)や、沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報を行いました。

環境レーンについては、「基本施策Ⅱ-2-②1(2)オ その他の取組(p.136)」を御覧ください。